

平成29年(2017年)12月14日

保護者様

山口県立宇部工業高等学校
校長 中村圭治

インフルエンザにおける対応について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これから3月頃にかけてインフルエンザが集団的に流行する恐れがあります。つきましては、予防対策をはじめ、御家庭でも健康管理に十分留意されるとともに、インフルエンザを疑わせるような症状が現れた場合、登校せず、医療機関で診断を受けられ受診結果を速やかに学校まで御連絡くださるようお願いいたします。

また、インフルエンザと診断された場合、登校の際に学校様式の『証明書』をお子様を通じてお渡ししますので、医師の記入後、学校まで御提出ください(病院によっては『証明書』を発行されることがあります)。

記

1 インフルエンザの症状について

およそ38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状を有するもの。急性呼吸器症状とは、少なくとも次の1つ以上の症状を呈した場合をいいます。

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

その他、頭痛、筋肉や関節の痛みなどがあります。

2 医療機関の受診の仕方

- (1) 気管支喘息などの基礎疾患のある方は感染予防に心がけ、かかりつけ医と発症時の対応をあらかじめ相談しておいてください。
- (2) マスクをつけて受診してください。
- (3) 37.5℃程度の微熱で食欲があり、比較的元気な時は家庭で安静にし、水分補給に努めてください(熱の出始めは、簡易検査で陰性になることがあります)。
- (4) 意識レベルの低下(呼びかけに答えないなど)、意味不明の言動、けいれん呼吸不全などの症状が見られたら、すぐに救急車で医療機関を受診してください。

3 出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

※解熱後も感染力がありますので、主治医の先生に御確認ください。

4 インフルエンザに伴う異常行動について

小児・未成年者がインフルエンザにかかり、自宅で療養する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、保護者等は小児・未成年者を一人にしないことを原則としてください。

また、これに加え、異常行動が発生した場合でも、小児・未成年者が容易に住居外に飛び出ないための対策として、例えば、以下のような対策が考えられます。

(1) 高層階の住宅の場合

- ・ 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に行う(内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む)
- ・ ベランダに面していない部屋で寝かせる
- ・ 窓に格子のある部屋で寝かせる(窓に格子がある部屋がある場合)

(2) 一戸建ての場合

- ・ (1) に加え、できる限り1階で寝かせる

《異常行動の例》

- ・ 突然立ち上がって部屋から出ようとする
- ・ 興奮状態となり、手を広げて部屋を駆け回り、意味のわからないことを言う
- ・ 興奮して窓を開けてベランダに出ようとする
- ・ 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- ・ 人に襲われる感覚を覚え、外に飛び出す
- ・ 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る
- ・ 突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする

5 予防対策について

- (1) うがい、手洗い (石けんを用いて30秒以上) の徹底
- (2) マスクの着用
- (3) 部屋の換気を十分に行う (1時間に5分程度)
- (4) 人混みや繁華街への不要不急の外出は避ける
- (5) 規則正しい生活 (十分な栄養と睡眠) で体力や抵抗力を高める
- (6) ジュースの回し飲みや、タオル、ハンカチの貸し借りは絶対にしない
- (7) 咳エチケットの徹底。
 - ・ 他人に感染させない為にも、咳やくしゃみの症状のある人は必ずマスクを着用しましょう。使用後のマスクは放置せず、ゴミ箱に捨てましょう
 - ・ 咳、くしゃみの際にはティッシュ等で口と鼻を押さえ、顔をそむけましょう
 - ・ 咳やくしゃみは腕で覆いましょう。もし、手で覆ったら、手を石けんで丁寧に洗いましょう